

(2) 鈴鹿青少年センターと鈴鹿青少年の森の 整備運営事業に係るモニタリング

1 附帯決議

当局におかれては、指定管理事業者と行政のリスク分担について、
また今後**指定管理事業者のモニタリング**と
チェック機能を担う金融機関と締結される具体的な協定内容について、
締結前に整理して、十分に議会にご説明いただくこと。

(令和4年3月16日 防災県土整備企業常任委員会)

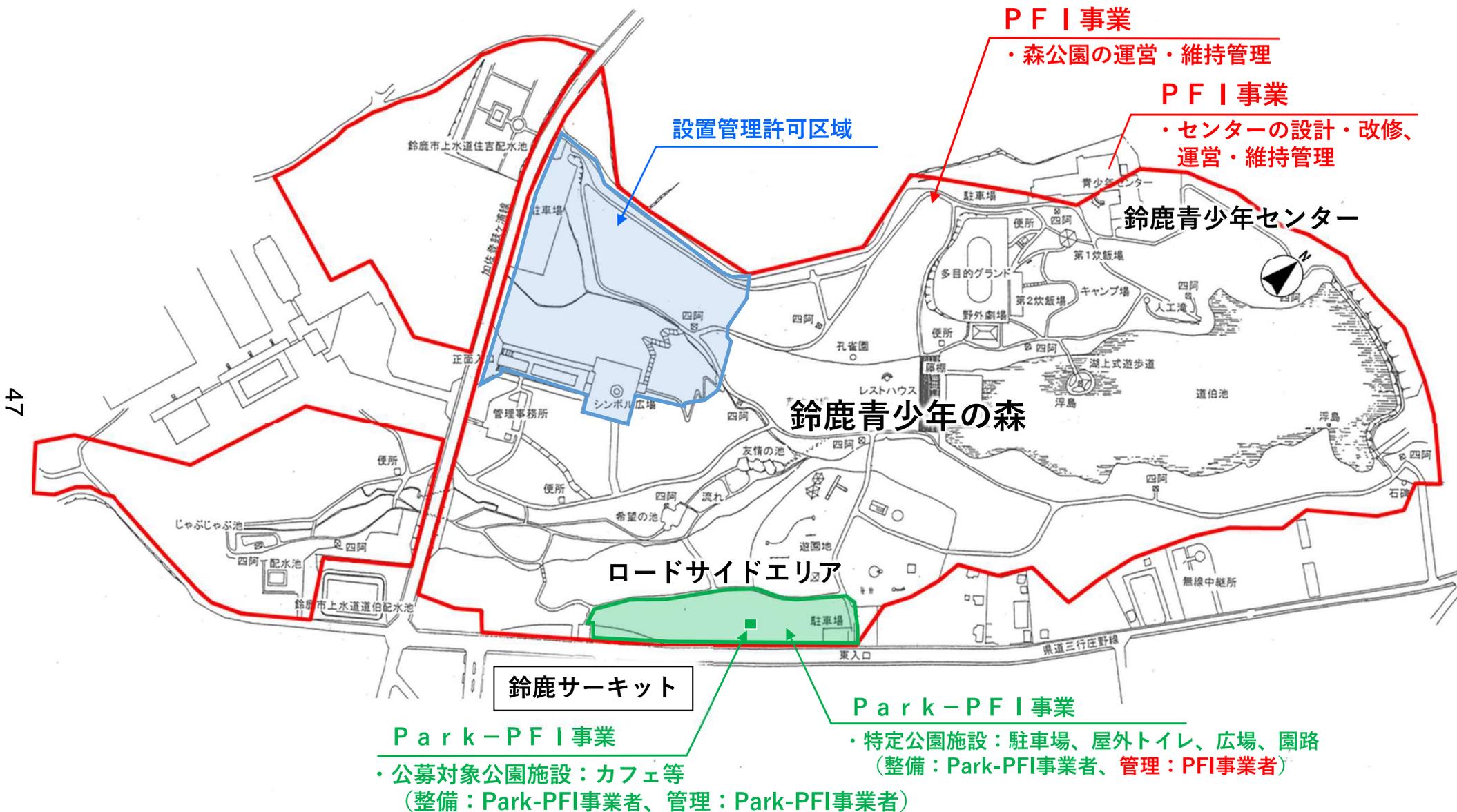
<経過報告の状況>

- 令和4年3月24日 指定管理事業者と行政のリスク分担について
- 令和4年6月23日 融資金融機関との直接協定（案）について
- **令和4年12月13日 指定管理事業者のモニタリングについて**



モニタリングの実施体制・手順・内容等について説明

2 施設配置及び事業区分図



3 契約の概要

(1) 事業期間

令和4年3月24日から令和23年3月31日まで

(2) 鈴鹿青少年センターの改修・運営管理、鈴鹿青少年の森の運営管理（PFI事業）

契約額 4,770,405,068円

契約相手方 鈴鹿フォレストパートナーズ株式会社

※

※本事業のために設立されたSPC（特別目的会社）

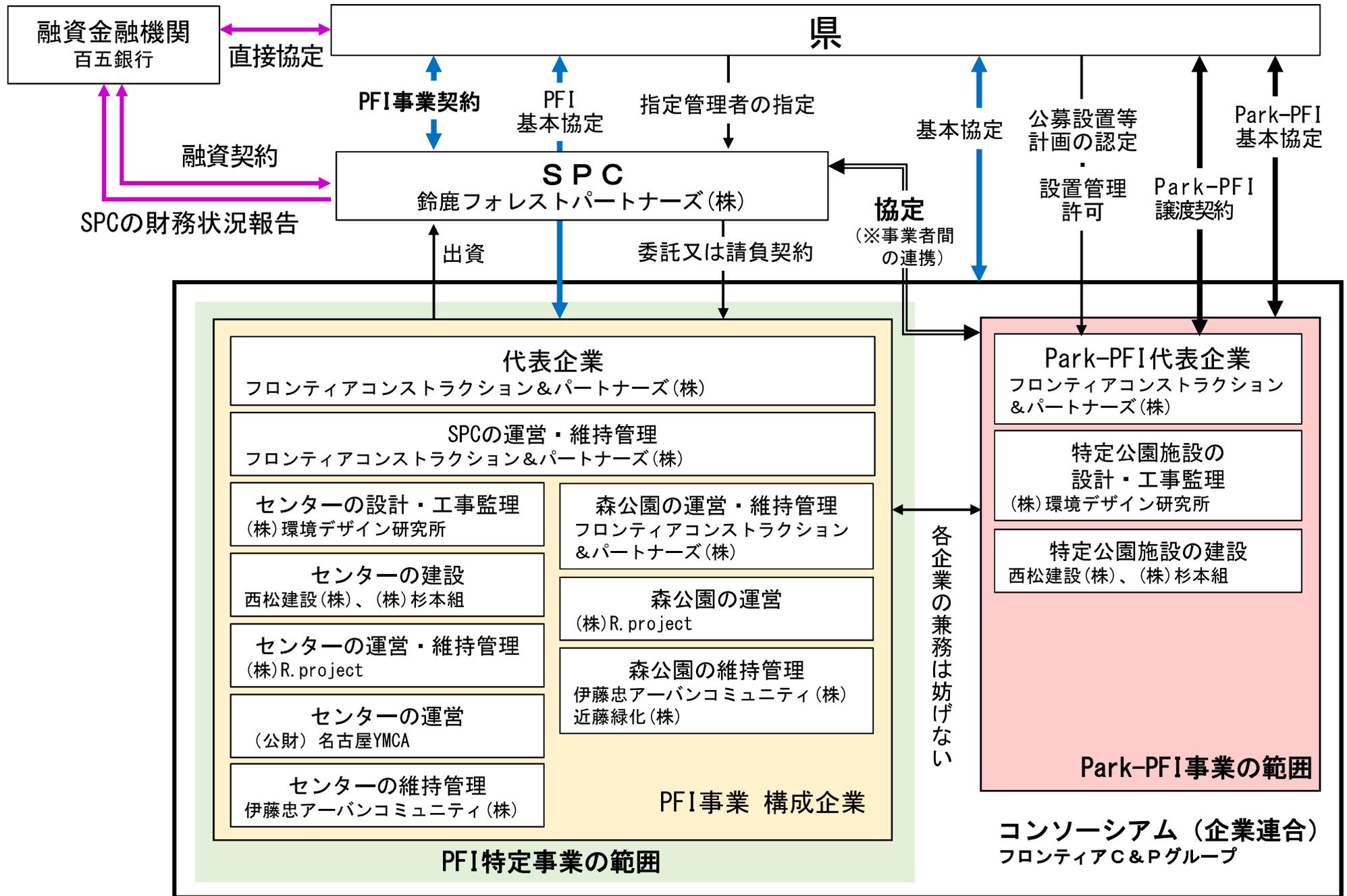
内容 ① 鈴鹿青少年センター

設計・改修業務、運営・維持管理業務（指定管理）

② 鈴鹿青少年の森（特定公園施設を含む）

運営・維持管理業務（指定管理）

4 契約形態



5 モニタリング

(1) モニタリングとは

モニタリングとは、事業者が行った業務の内容が、提案内容を含む要求水準を満たしているか、また、業務の安定性・継続性が確保されているかについて監視し、その結果を事業者へのサービス対価の支払いに反映させることによって、官民の適切な役割分担に基づく低廉かつ良質な公共サービスの提供を実現することを目的として行うもの。

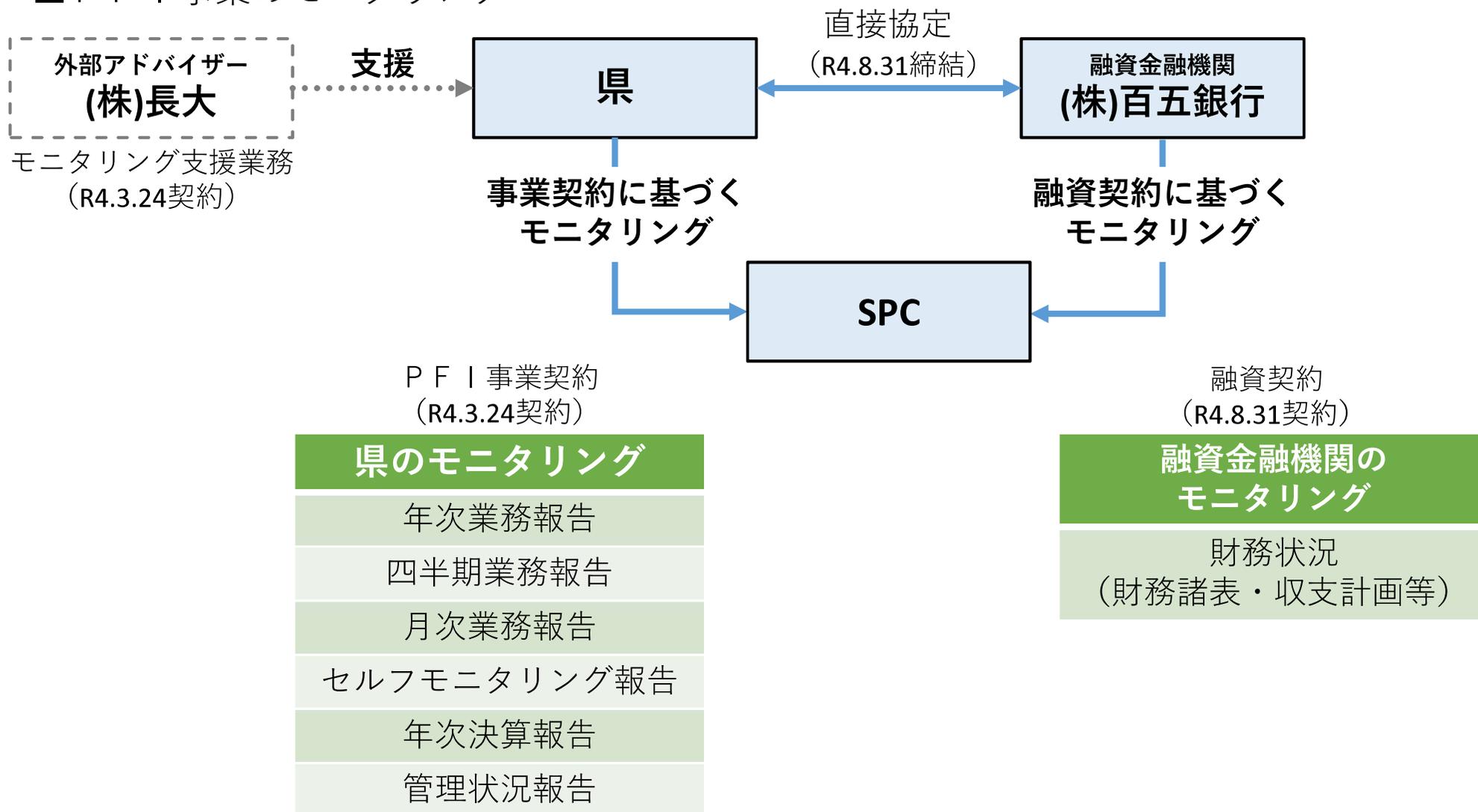
(2) モニタリングの必要性

P F I 事業の事業期間中に、施設が利用できない、施設・設備の不具合が発生した、事業者の財務状況が悪化した等の事態が発生する可能性があり、このような事態を未然に防ぎ、サービスの質を維持し、不具合が発生したときに適切な処置をとるために、モニタリングの実施が必要。

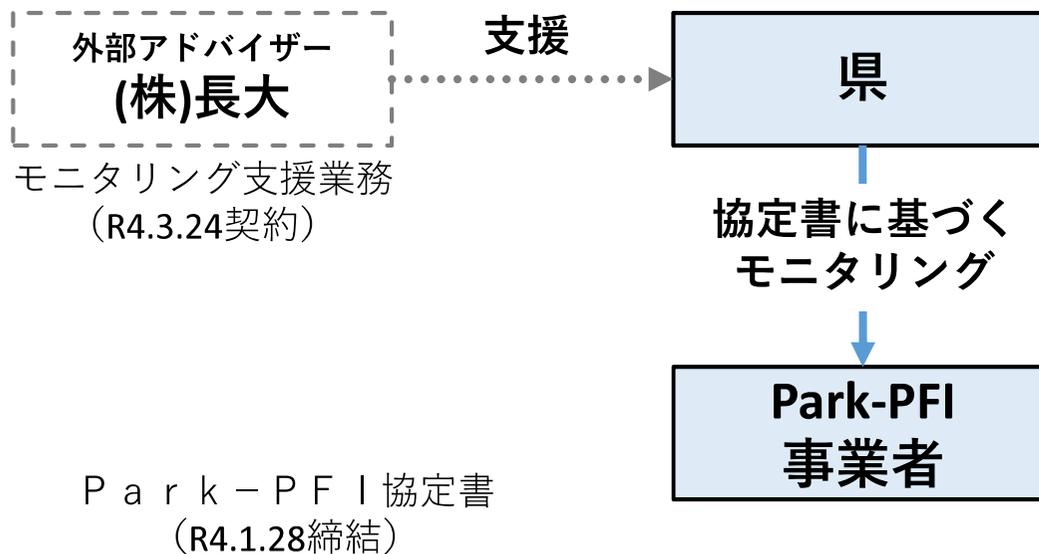
6 モニタリングの実施体制と方法

(1) モニタリングの実施体制

■ P F I 事業のモニタリング



■ Park-PFI 事業のモニタリング



県のモニタリング

建設モニタリング

年次業務報告

四半期業務報告

月次業務報告

セルフモニタリング報告

(2) モニタリングの方法

< 県のモニタリングの実施手順（PFI事業・Park-PFI事業） >

- ① 事業者がセルフモニタリングを実施し、各種報告書等を提出
- ② 提出された報告書等について、外部アドバイザーが県の確認作業を支援
- ③ 県は、①②の報告内容をもとに、要求水準等の内容が業務に反映されていることや、業務の安定性・継続性が確保されていることなどを確認

※ PFI事業で、事業者の責により要求水準等を満足していないと判断される場合は事業契約に従い、改善要求措置やサービス購入料（県からの支払い）を減額

< 融資金融機関のモニタリングの実施手順（PFI事業） >

- ① 実際の資金の流れをリアルタイムで把握し、個別の収入・収支について時期や金額の妥当性を検証
- ② 事業者が提出する財務に関する書類（財務諸表・収支計画等）を精査し、事業の変調を早期に把握

※ 県は、直接協定に基づき、融資金融機関が実施したモニタリング情報の提供を受ける

7 主なモニタリングの内容

① P F I 事業（森公園の運営・維持管理）

■事業者が提出する報告書等（運営・維持管理業務）

提出先	項目	時期	確認内容	参考（指定管理）
県	年次業務報告書	年度終了後 1ヵ月以内	・業務報告書（月報）の内容を年間で集計 ・管理状況の報告 ・自主提案事業の報告内容 など	・下記業務の実施状況 植物管理、清掃管理、 保守点検、修繕、利用促進
	四半期業務報告書	四半期最終月の 翌月10日まで	・業務報告書（月報）の内容を四半期で集計 ・その他必要な事項	—
	月次業務報告書（月報）	翌月10日まで	・実施した業務内容 ・両施設の運営業務報告 ・両施設の維持管理業務報告 など	・下記業務の実施状況 植物管理、清掃管理、 保守点検、修繕、利用促進 ・公園利用者数
	セルフモニタリング報告書	翌月10日まで	・県と合意して実施したモニタリングの状況 ・モニタリングを行った結果発見した事項 ・要求水準未達が発生した場合の内容など	—
	年次決算報告書	年度終了後 3か月以内	・SPCの収支結果の報告など (公認会計士又は監査法人の監査済みのもの)	・収支決算書・損益計算書 ・貸借対照表及び財産目録など
	管理状況報告	年度終了後 1ヵ月以内	— ※年次業務報告書に記載	・管理業務の実施状況 ・管理業務にかかる収支状況 など

※上記の確認に加え、三重県監査委員事務局による「財政的援助団体等監査」の対象（5年毎）

■事業者が提出する報告書等（財務諸表・収支計画等）

提出先	項目	時期	確認内容	参考（指定管理）
金融機関	資金の流れ	随時	・収入・収支の時期や金額	—
	財務諸表・収支計画等	年度終了後 3か月以内	・SPCの収支結果の報告など (公認会計士又は監査法人の監査済みのもの)	—

② Park-PFI事業

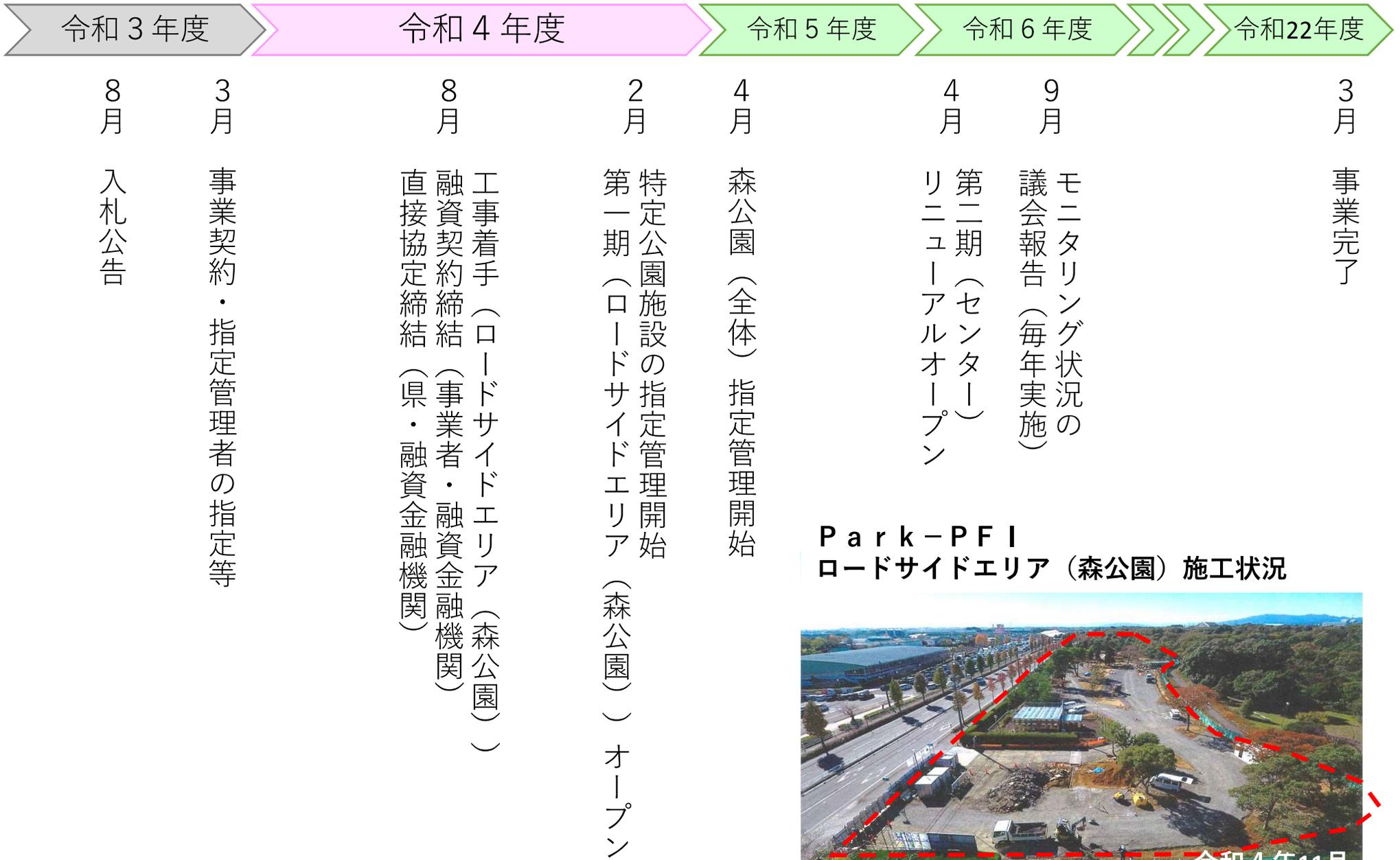
■施設の整備におけるモニタリング項目

提出先	項目	時期	確認内容	参考（指定管理）
県	建設モニタリング	随時 (R5.2完了予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・特定公園施設・公募対象公園施設（カフェ等）の施工状況 ・特定公園施設・公募対象公園施設（カフェ等）の完了検査 	—

■公募対象公園施設管理業務責任者が提出する報告書等

提出先	項目	時期	確認内容	参考（指定管理）
県	年次業務報告書	年度終了後 1ヵ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書（月報）の内容を年間で集計したもの ・自主提案事業の報告内容 ・トラブル等があった場合はその内容、など 	—
	四半期業務報告書	当該四半期の 最終月の 翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・業務報告書（月報）の内容を四半期で集計したもの ・その他必要な事項 	—
	月次業務報告書（月報）	翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・実施した業務内容、公募対象公園施設等設置管理業務者 ・施設管理台帳に記載の内容 ・トラブル等があった場合はその内容 ・光熱水費の分析 ・その他必要な事項 	—
	セルフモニタリング報告書	翌月10日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・県と合意して実施したモニタリングの状況 ・モニタリングを行った結果発見した事項 ・要求水準未達が発生した場合の当該事象の内容、発生期間、対応状況 ・要求水準未達が発生した場合の今後の業務プロセスの改善方策、など 	—

8 今後のスケジュール



Park-PFI
ロードサイドエリア（森公園）施工状況

